

議案第55号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年9月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）自動車の臨時運行許可の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------------|----|------|--|
| 通知カードの再交付 | 1件 | 500円 | |
| 個人番号カードの再交付 | 1件 | 800円 | |

別表第1（1）住民基本台帳カードの項を削る。

別表第1（2）に次のように加える。

| | | | | |
|--|------|----|---------|----------------------|
| (8) 愛西市火 災予防条例第4 7条第1項の規 定に基づくタン クの水張検査等 に関する事務 | 水張検査 | 1基 | 6,000円 | |
| | 水圧検査 | 1基 | 6,000円 | 容量600リットル 以下のタンク |
| | | 1基 | 11,000円 | 容量600リットル を超えるタンク |

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1（2）に次のように加える改正規定 平成27年10月1日

(2) 別表第1（1）自動車の臨時運行許可の項の次に次のように加える改正規定（通知カードの再交付の項に係る部分に限る。） 平成27年10月5日